

全学共通利用スペース使用内規の一部改正について

改正理由：仮移転スペース確保による使用上の義務及び様式の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (使用上の義務) 第12 使用者等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもとに、注意を持って使用しなければならない。 2 前項に違反した当該使用者等は、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する額を弁償しなければならない。 3 許可された目的以外の用途に使用してはならない。 4 教育研究等の遂行上、やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は、図面などを添付し、事前に施設整備会議の承認を得ることとする。また、これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。 <u>5 仮移転優先スペース（改修工事実施時の仮移転先として全学共通利用スペースから予め指定する室）の使用期間については、各年度において個別に定める期間とする。</u> <u>6 使用期間内に退去しない場合は、代表者の責において部局管理スペースから同等面積以上のスペースを拠出する。</u> 〔省略〕 別紙様式1 年 月 日 全学共通利用スペース使用申込書 東京学芸大学長 殿 (申込者) 所属等 氏 名 全学共通利用スペースを使用したいので、次のとおり申し込みます。使用を許可された場合は、下記の使用許可条件及び学内諸規則を遵守します。	〔省略〕 (使用上の義務) 第12 使用者等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもとに、注意を持って使用しなければならない。 2 前項に違反した当該使用者等は、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する額を弁償しなければならない。 3 許可された目的以外の用途に使用してはならない。 4 教育研究等の遂行上、やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は、図面などを添付し、事前に施設整備会議の承認を得ることとする。また、これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。 〔省略〕 別紙様式1 年 月 日 全学共通利用スペース使用申込書 東京学芸大学長 殿 (申込者) 所属等 氏 名 全学共通利用スペースを使用したいので、次のとおり申し込みます。使用を許可された場合は、下記の使用許可条件及び学内諸規則を遵守します。

教育研究チーム等の代表者	所 属 等								
	氏 名								
	連 絡 先		TEL FAX E-Mail						
使 用 者	所 属 等								
	氏 名								
使 用 目 的	☐ 学内の教育研究（授業・各種演習等） ☐ 受託、共同研究等のプロジェクト又は各種補助事業 ☐ その他（ ） （教育研究テーマ等）								
期待される成果									
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日								
教育研究等経費の財源									
外部資金の有無	有 ☐ 無 ☐	外部資金の種類		外部資金の事業名					
希望使用場所	号館 室（別紙図面のとおり）								
使用許可条件	1 使用にあたっては学内諸規則を遵守すること。 2 教育研究等に必要な全ての経費は、使用者等の負担とすること。 3 許可された部屋等は研究代表者が責任をもって管理すること。 4 防災に万全の注意を払うこと。 5 教育研究等の実施期間中は、必ず教員1名を常駐させること。 6 有効活用につとめること。 7 スペースチャージ制度における使用料負担の対象となる場合、100円/								

教育研究チーム等の代表者	所 属 等								
	氏 名								
	連 絡 先		TEL FAX E-Mail						
使 用 者	所 属 等								
	氏 名								
使 用 目 的	☐ 学内の教育研究（授業・各種演習等） ☐ 受託、共同研究等のプロジェクト又は各種補助事業 ☐ その他（ ） （教育研究テーマ等）								
期待される成果									
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日								
教育研究等経費の財源									
外部資金の有無	有 ☐ 無 ☐	外部資金の種類		外部資金の事業名					
希望使用場所	号館 室（別紙図面のとおり）								
使用許可条件	1 使用にあたっては学内諸規則を遵守すること。 2 教育研究等に必要な全ての経費は、使用者等の負担とすること。 3 許可された部屋等は研究代表者が責任をもって管理すること。 4 防災に万全の注意を払うこと。 5 教育研究等の実施期間中は、必ず教員1名を常駐させること。 6 有効活用につとめること。 7 スペースチャージ制度における使用料負担の対象となる場合、100円/								

	㎡・月を負担すること。 <u>8 仮移転優先スペースの使用期間については、各年度において個別に定める期間とする。</u> <u>9 使用期間内に退去しない場合は、代表者の責において部局管理スペースから同等面積以上のスペースを拠出すること。</u>		㎡・月を負担すること。
<u>附 則</u> <u>この内規は、令和6年10月1日から施行し、令和7年度全学共通利用スペースの使用から適用する。</u>			